

上越市教育委員会告示第5号

下記の公印を新調したので、上越市教育委員会公印規則（昭和46年上越市教育委員会規則第6号）第6条において準用する上越市公印規則（昭和47年上越市規則第49号）第6条の規定により告示する。

令和7年4月1日

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

記

公 印 の 名 称	(1) 上越市立三和小学校印 (2) 上越市立三和小学校印 (3) 上越市立三和小学校長印	
使 用 区 分	(1) 小学校名をもって発する文書 (2) 小学校名をもって発する文書 (3) 小学校長名をもって発する文書	
印 影	(1) 	(2) 
		(3) 
使 用 開 始 期 日	令和7年4月1日	